

○日本型直接支払推進交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農振第3021号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>(交付金の経理)</p> <p>第24 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前3項及び第25に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、<u>電磁的記録による作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。</u></p> <p><u>(支援の要件)</u></p> <p>第26 <u>交付金の支援対象となる要件として、第5第2項から第4項までに掲げる事業の実施に当たっては、事業実施主体は、農産局長及び農村振興局長が別に定める「みどりチェック」チェックシート（以下「チェックシート」という。）に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、チェックシートを第5第2項に規定する日本型直接支払推進交付金都道府県推進事業実施計画、第5第3項に規定する日本型直接支払推進交付金市町村推進事業実施計画又は第5第4項に規定する日本型直接支払推進交付金推進組織推進事業実施計画に添付しなければならない。また、事業実施後において、チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施した旨をチェックした上で、チェックシートを農産局長及び農村振興局長が別に定める実績報告書に添付しなければならない。</u></p>	<p>(交付金の経理)</p> <p>第24 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前3項及び第25に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、<u>電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。</u></p> <p>(新設)</p>

なお、チェックシートを提出した者から抽出して、事業実施主体が実際に環境負荷低減の取組を実施したかどうか、国の職員が確認を行うことがある。

2 前項の規定にかかわらず、都道府県のみどり認定を担当する部局等が、別途、国にチェックシートを提出する場合においては、第5の2に掲げる事業の実施に当たって、みどりの食料システム戦略を理解し、関係法令を遵守した上で、前項のチェックシートの添付を省略することができる。

(電子情報処理組織による申請等)

第27 都道府県知事は、第5第2項から第4項までの規定による事業実施計画、第7第1項の規定による交付の申請、第10の規定による申請の取下げ、第12第1項の規定による計画変更、中止又は廃止の申請、第14の規定による概算払請求、第15の規定による事業遅延の届出、第16の規定による状況報告、第17第1項による実績報告、第17条第2項による年度終了実績報告及び第26第1項の規定によるチェックシート (以下「交付申請等」という。)については、当該各規定の定めにかかわらず、原則として電磁的方法により作成し、提出することとする(天災、事故等やむを得ない事情がある場合を除く。)。なお、交付申請等については、共通申請システム(以下「システム」という。)を使用する方法により行うことができる。システムを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書面について、当該書面等の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。

2～4 (略)

(電子情報処理組織による申請等)

第26 都道府県知事は、第5第2項から第4項までの規定による事業実施計画、第7第1項の規定による交付の申請、第10の規定による申請の取下げ、第12第1項の規定による計画変更、中止又は廃止の申請、第14の規定による概算払請求、第15の規定による事業遅延の届出、第16の規定による状況報告、第17第1項による実績報告及び第17条第2項による年度終了実績報告(以下「交付申請等」という。)については、当該各規定の定めにかかわらず、原則として電磁的方法により作成し、提出することとする(天災、事故等やむを得ない事情がある場合を除く。)。なお、交付申請等については、共通申請システム(以下「システム」という。)を使用する方法により行うことができる。システムを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書面について、当該書面等の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。

2～4 (略)

(間接交付金交付の際付すべき条件)

第28 都道府県知事は、間接交付対象事業者に交付金を交付するときは、本要綱第4及び第12から第25まで(第14、第18及び第22を除く。ただし、第25は間接交付対象事業者が地方公共団体の場合に限る。)の規定に準ずる条件及び次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

(1) (略)

(2) 間接交付事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている耐用年数に相当する期間(ただし、大蔵省令に期間の定めが無い財産については期間を定めないものとする。)においては、都道府県知事の承認を受けないで、交付金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。

(3) (略)

2～7 (略)

第29 (略)

(別紙1)

第3 推進組織推進事業

推進組織推進事業は、以下の1から5までとする。ただし、要綱基本方針において、推進組織推進事業として定めた事業に

(間接交付金交付の際付すべき条件)

第27 都道府県知事は、間接交付対象事業者に交付金を交付するときは、本要綱第4及び第12から第25まで(第14、第18及び第22を除く。ただし、第25は間接交付対象事業者が地方公共団体の場合に限る。)の規定に準ずる条件及び次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

(1) (略)

(2) 間接交付事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている耐用年数に相当する期間(ただし、大蔵省令に期間の定めが無い財産については期間を定めなく。)においては、都道府県知事の承認を受けないで、交付金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。

(3) (略)

2～7 (略)

第28 (略)

(別紙1)

第3 推進組織推進事業

推進組織推進事業は、以下の1から5までとする。ただし、要綱基本方針において、推進組織推進事業として定めた事業に

限る。

- 1 (略)
- 2 申請書等の審査
 - (1) 市町村長に対し多面交付対象組織の長から提出された申請書等の審査補助を行う。
 - (2) (略)
- 3～5 (略)

(別紙2)

第1 都道府県推進事業

都道府県推進事業は、以下の1から4までとする。

- 1 (略)
- 2 推進・指導
 - (1)・(2) (略)
 - (3) 推進に関する手引きの作成

中山間交付金の普及・推進を図るため、地域の実情に応じた手引きを作成し、中山間交付金による取組、集落協定及び個別協定（中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知。以下「中山間交付金実施要領」という。）第6の2に定める集落協定及び個別協定をいう。以下同じ。）の締結の意義等について、啓発普及に努める。

- 3・4 (略)

第3 推進組織推進事業

推進組織推進事業は、以下の1から3までとする。

限る。

- 1 (略)
- 2 申請書等の審査
 - (1) 市町村長に対し多面交付対象組織の代表者等から提出された申請書等の審査補助を行う。
 - (2) (略)
- 3～5 (略)

(別紙2)

第1 都道府県推進事業

都道府県推進事業は、以下の1から4までとする。

- 1 (略)
- 2 推進・指導
 - (1)・(2) (略)
 - (3) 推進に関する手引きの作成

中山間交付金の普及・推進を図るため、地域の実情に応じた手引きを作成し、中山間交付金による取組及び中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知。以下「中山間交付金実施要領」という。）第6の2に定める集落協定並びに個別協定の締結の意義等について、啓発普及に努める。

- 3・4 (略)

第3 推進組織推進事業

推進組織推進事業は、以下の1から3までとする。

1 推進・指導

(削る。)

(1) 説明会の開催

毎年度、対象農用地を有する集落の農業者等を対象とした説明会を開催し、当該年度の中山間交付金の実施に必要な事項について、周知徹底を図る。

(2) 事業計画の作成並びに集落協定又は個別協定の作成及び締結に関する指導の補助

事業計画の作成並びに集落協定又は個別協定の作成及び締結に向けた市町村による指導を補助し、また、対象農用地を有する集落の農業者等に対し、適宜指導を行い、事業計画の作成並びに集落協定又は個別協定の円滑な作成及び締結を図る。

(3) 活動に関する指導・助言

集落協定又は個別協定で規定した取組に関する指導及び助言を行う。

(4) 推進に関する手引きの作成

中山間交付金の普及・推進を図るため、地域の実情に応じた手引きを作成し、中山間交付金による取組、集落協定及び個別協定の締結の意義等について、啓発普及に努める。

2 申請書等の審査の補助

都道府県知事に対し市町村長から提出された申請書等の審査補助を行う。

3 実施状況の確認事務

(1) 毎年度、中山間交付金による取組の実施状況について確認

1 推進・指導

中山間交付金による取組の推進に向けて、都道府県が必要と認めた場合は、農業者、関係者等に対する助言・指導を行う。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

2 確認事務

(1) 毎年度、都道府県が必要と認めた場合は、中山間交付金に

を行う。

(2) (略)

4 (略)

(別紙4)

第2 設置手続

1 (略)

2 1の議決により推進組織の長となった者(以下「推進組織の長」という。)は、交付金に係る事業を実施しようとするときは、当該推進組織が事務所を置く都道府県知事に会員名簿、推進組織規約その他の規程及び事業計画書を添えて、第1及び多面交付金実施要綱別紙4の第2の要件を満たすことについて承認を申請しなければならない。

3 都道府県知事は、2の申請の内容を審査し、第1及び多面交付金実施要綱別紙4の第2の要件を満たすものであると認められる場合には、これを承認し、その旨を推進組織の長に通知しなければならない。

第3 規約変更手続等

1 (略)

2 都道府県知事は、推進組織が第1及び多面交付金実施要綱別紙4の第2の要件を欠いたと認められる場合又は交付金の執行に当たって不正を行い、これを是正する措置を執らなかつたと認められる場合は、第2の3の承認を取り消すことができるものとする。また、第2の3の承認を取り消したときは、承認を取り消した理由を書面により推進組織の長に通知しなければなら

よる取組の実施状況について確認を行う。

(2) (略)

3 (略)

(別紙4)

第2 設置手続

1 (略)

2 1の議決により、推進組織の長となった者(以下「推進組織の長」という。)は、交付金に係る事業を実施しようとするときは、当該推進組織が事務所を置く都道府県知事に会員名簿、推進組織規約その他の規程及び事業計画書を添えて、第1及び多面交付金要綱別紙4の第2の要件を満たすことについて承認を申請しなければならない。

3 都道府県知事は、2の申請の内容を審査し、第1及び多面交付金要綱別紙4の第2の要件を満たすものであると認められる場合には、これを承認し、その旨を推進組織の長に通知しなければならない。

第3 規約変更手続等

1 (略)

2 都道府県知事は、推進組織が第1及び多面交付金要綱別紙4の第2の要件を欠いたと認められる場合又は交付金の執行に当たって不正を行い、これを是正する措置を執らなかつたと認められる場合は、第2の3の承認を取り消すことができるものとする。また、第2の3の承認を取り消したときは、承認を取り消した理由を書面により推進組織の長に通知しなければなら

ばならない。

別記様式第1号（第7関係）

〇〇年度 日本型直接支払推進交付金交付申請書

1～4 （略）

5. 添付書類		
書類名	提出方法	URL
(略)		
(略)		
<u>間接交付対象事業者に交付金を交付する場合は、都道府県の交付に関する規定又は要綱</u>		

別記様式第6号（第17第1項関係）

〇〇年度 日本型直接支払推進交付金実績報告書

1～3 （略）

4. 添付書類		
書類名	提出方法	URL

別記様式第1号（第7関係）

〇〇年度 日本型直接支払推進交付金交付申請書

1～4 （略）

5. 添付書類		
書類名	提出方法	URL
(略)		
(略)		
(新設)		

別記様式第6号（第17第1項関係）

〇〇年度 日本型直接支払推進交付金実績報告書

1～3 （略）

4. 添付書類		
書類名	提出方法	URL

要綱第17第5項に定める日本型直接支払推進交付金都道府県推進事業実績報告書			要綱第5第2項に定める日本型直接支払推進交付金都道府県推進事業実施計画書		
帳簿等の写し又は交付金調書の写し			帳簿等の写し又は交付金調書の写し		
別記様式第11号 <u>(第28関係)</u> (略)			別記様式第11号 <u>(第27関係)</u> (略)		

附 則

- 1 この通知は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。